

## 島根大学教育学部と鳥取県教育委員会との 教員の任用に係る確認書

島根大学教育学部（以下「甲」という。）と鳥取県教育委員会（以下「乙」という。）とは、鳥取県の教員の資質・能力の向上及び教育上の諸課題への対応を図るとともに、島根大学における教員養成教育の充実を図るために、乙に属する教員を甲に任用する際の当該教員（以下「派遣教員」という。）の任用の形態その他の取扱い等について、次のとおり確認書を締結する。

### （選考）

第1 甲は、派遣教員の採用に当たって、乙の推薦に基づき選考するものとする。

### （任用の形態）

第2 派遣教員は、乙を辞職し、引き続き甲に採用されるものとし、第3に定める期間の満了後においては、引き続き乙に採用されるものとする。

### （任用期間）

第3 派遣教員の任用期間は、原則として3年間とする。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、甲と乙とで協議の上、任用期間を変更することができるものとする。

### （勤務条件）

第4 派遣教員の給与、勤務時間、服務その他の勤務条件については、島根大学の関係規程を適用するものとする。

2 島根大学は、派遣教員の教育業績等に基づき、当該教員を助教授又は講師の職に格付けるものとし、初任給の決定に当たっては、当該大学に属する他の職員との均衡を考慮し決定するものとする。

### （職務）

第5 派遣教員は、甲における教育プログラムに応じ、教育及び研究に従事するものとする。

### （分限・懲戒）

第6 派遣教員について分限又は懲戒の処分が行われたときは、甲は速やかに乙に通知するものとする。

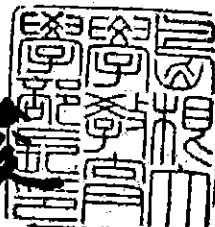
### （協議事項）

第7 この確認書に定める事項で疑義が生じたもの及びこの確認書に定めのない事項については、甲、乙が協議の上、これを決定する。

この確認書締結の証として、確認書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成17年2月22日

甲 島根県松江市西川津町1060番地  
島根大学教育学部長



山下政俊

乙 鳥取県鳥取市東町1丁目271番地  
鳥取県教育委員会教育長



藤井喜臣